（様式第6号）

研究委託契約書

公立大学法人岡山県立大学（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、公立大学法人岡山県立大学受託研究取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、次の条項により委託契約を締結する。

（委託研究等の内容）

第１条 乙は、次の研究等を甲に委託し、甲は、これを受託する。

(1) 研究等の題目 ○○○○○○○○○○○○

(2) 研究等の実施期間 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

(3) 研究等に要する経費 金　○○○○　円

（消費税及び地方消費税の額を含む。内訳は、受託研究費積算内訳書のとおり。）

(4) 受託研究者　　学部・学科名：○○学部・○○学科

職名：○○ 氏名：○○

(5) 乙が提供する資材、器具等　　○○

（受託研究費の納付等）

第２条　乙は、前条第３号に規定する研究等に要する経費（以下「受託研究費」という。）を、甲が別に定める日までに、甲が発行する請求書により納付しなければならない。

　（研究等の開始）

第３条　甲は、前条による受託研究費が納付されたことを確認した後、研究等に着手するものとする。

（受託研究費の返還）

第４条 第２条により納付された受託研究費は、返還しない。ただし、受託研究費に不要額が生じた場合、甲は、その全部又は一部を返還することができる。

（取得した設備等の帰属）

第５条 受託研究費により取得した設備、備品等は、すべて甲に帰属する。

（提供資材、器具等）

第６条 委託する研究等の遂行のため、乙が資材、器具、設備、備品等（以下「資材等」という。）を甲に提供する場合において、その搬入、取付け、取りはずし及び搬出に係る費用は、すべて乙の負担とする。

２ 乙が提供した資材等の瑕疵により、甲又は第三者が損害を被ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（特許権等）

第７条 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権等の権利（以下「特許権等」という。）は、甲が承継する権利を有する。

（特許権等の優先的実施権）

第８条 甲は、岡山県立大学職務発明等に関する規程第３条の規定により取得した前条に規定する特許権等については、乙又は乙が指定する者（以下「乙等」という。）に限り、当該受託研究の終了の日から起算して５年を越えない範囲内において、優先的な実施を許諾することができる。ただし、この期間は更新することができる。

２　乙等が、前項の規定により特許権等を優先的に実施する権利（以下「優先的実施権」という。）を取得しようとする場合には、甲が定める特許権等の実施許諾に関する取扱要領（以下「要領」という。）により、甲あてに特許権等の実施許諾の申請を行わなければならない。

３　甲は、乙等が前２項の規定により取得した優先的実施権を正当な理由がなく行使しないとき、又は乙等に当該特許権等の優先的実施権を与えることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙等以外の者に対し、要領に基づき当該特許権等の実施を許諾することができる。

（研究等の中止等）

第９条 甲は、本来の教育・研究に支障が生じたとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、乙と協議の上、研究等を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合、甲は乙にその旨を遅滞なく通知するものとする。

２ 前項の規定により生じた乙の損害について、甲は一切その責めを負わない。

（契約の解除）

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、第２条に規定する期日までに受託研究費を納付しないとき。

(2) その他、乙がこの契約に違反したとき。

２ 乙は、自らの都合により、この契約を一方的に解除することはできない。

（結果報告）

第11条 甲は、受託した研究等が完了したとき又は第９条第１項の規定により研究等を中止したときは、遅滞なくその結果を乙に文書により報告するものとする。

（成果の公表）

第12条 受託した研究等の成果の公表に係る時期、方法等については、甲乙が協議して定める。

（信義則）

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

○○年○○月○○日

甲 岡山県総社市窪木１１１番地

公立大学法人岡山県立大学

理事長 氏　　名 印

乙 住　所

名　称

代表者職 氏　　名 印

（様式第7号）

受託研究費積算内訳書

1　研究等の題目

○○○○○○○○

2　研究等の委託者

○○○○○○○○

3　受託研究費

(1)　総額　　　　金　○○○○　円

(2)　内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期間  (年度) | 節別 | 金額 | 積算内訳 |
| ○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
|  |  |  |
| 間接経費 | ○○○○ |  |
| 合計 | | ○○○○ |  |

（注）複数年契約をする場合で、年度別に研究費を納入するときは、年度ごとに執行計画を作成すること